

地方自治法第260条の2第1項の認可を受けた地縁による団体に対する法人県民税均等割及び不動産取得税の課税について

(平成3年12月21日税第596号 各県税事務所長あて 総務部長通達)

地方自治法の一部を改正する法律(平成3年法律第24号)が平成3年4月2日に交付、施行され、同法第260条の2第1項の認可を受けた自治会、町内会等の地縁による団体は財産所有を中心に権利能力を有することとなった。この認可を受けた地縁による団体に対する法人県民税均等割及び不動産取得税の課税について下記のとおり定めたのでこれにより取り扱われたい。

記

1 法人県民税均等割について

認可を受けていない地縁による団体は、「準法人の県民税に係る均等割の課税について」(昭和31年7月7日 税第661号 各県税事務所長あて 総務部長通達)により、課税対象から除外しているところである。

認可を受けた地縁による団体は、権利能力を有することとなり上記の総務部長通達の対象外となるが、認可を受けた後においても、住民により自発的に形成された団体であるという団体の性格は変わるものでなく、従来どおり、良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とするものである。認可を受けた後も引き続き課税対象から除外することとする。

なお、地縁による団体が収益事業を行う場合は、法人県民税、法人事業税とも課税になるので念のため申し添える。

2 不動産取得税について

認可を受けた地縁による団体は、権利能力を取得することにより、法人格を得た当該団体名義で不動産等の登記を行い得ることとなった。

これまで、財産区でない部落所有の公民館は不動産の所有者及びその用途が強い公共的な性格を帯びている場合においては、課税しないことが適当である(昭和29年12月28日 自丁府発第134号 各都道府県総務部長あて 自治庁府県税課長通達)とされてきた。

このような経緯等から、認可を受けた地縁による団体がその本来の目的の用に供するため不動産を取得した場合についても課税しないことが適当であるので県税条例第25条の規定を適用し課税免除処分の取扱いをすることとする。

なお、認可を受けた地縁による団体から課税免除の申請があった場合、次の書類により可否を判断することとする。

- (1)市町村長が謄本であることを証明した地縁団体台帳
- (2)保有資産目録(控)の写